

第1回手話等による意思疎通促進条例見直し検討小委員会概要

1 本条例の現状や課題についてのご意見

本条例の現状に対するご意見や不十分な点や改善が必要な点についての、主な意見は以下のとおりです。

- (1) 本条例ができたことで予算がしっかりと確保され、実行されてきたということが総括されなければならない。
- (2) 条例施行後の変化を感じていないなどの声も多く、条例をしっかりと実行できていたかの総括が必要である。
- (3) 周知がされていないのではないかと思うほど、変化が感じられていないとの声が多い。
- (4) 条例の実施状況を示すためには、具体的な数値で表すなど見える形で成果をまとめる必要がある。
- (5) 条例が誰に、どんな役割を果たしていくのかという具体的な支援の内容や目的が曖昧。

2 条例に基づく施策に対するご意見

本条例に基づいて実施されている施策または今後本条例に基づき実施すべき施策およびその方向性に関する主な意見は以下のとおりです。

- (1) 手話タイムプラスワンの放送回数が少なく、十分な情報保障とは言えない。
- (2) 広報誌の点字版の予算も少なく、視覚障害者が取得できる情報が少ないのではないかと。
- (3) テレビのテロップや緊急速報は音声化されておらず、外国語もテロップのみで音声化がないため、音声化を進めてほしい。

3 条例の見直しの方向性に対するご意見

条例の見直しに対する考え方、目指すべき方向性などに関する主な意見は以下のとおりです。

- (1) 手話と同様、点字も文字であるということを知ってもらいたい。
- (2) 盲ろう者の課題は多様であり、盲ろう者の情報保障についても考えてほしい。
- (3) 本条例に基づく施策をしっかりと実行し、それが具体的な変化につながり、さらには予算が増加していくという形につなげていくべきではないか。
- (4) 例年と同じような予算を計上しては、条例が一体型であっても、別々の条例となっても、あまり効果が発揮されないのではないかと。
- (5) 施行規則のように条例で実施すべき具体的な事項を定める方法はどうか。

- (6) 意思疎通には様々な方法があり、一つに絞ることは難しく、現行の条例の形でいいのではないか。むしろ、今後この条例を県民に知ってもらう方法を検討すべきではないか。
- (7) 実際の実施主体は市町である部分も多く、条例に市町の責務を定めることが必要ではないか。
- (8) 手話の必要な人は手話言語条例を作り、他の障害の方にとっても大事な意思疎通については、コミュニケーション条例を通じて、当事者の思いを県民に伝えていくことが大切ではないか。
- (9) 手話が必要な人、意思疎通支援が必要な人、それらをひとまとめにするのはできないのではないか。
- (10) 当事者の権利を守り、孤立を防ぎ社会参加をする、そして聞こえない人に対する偏見や差別をなくすことが大切ではないか。
- (11) 聞こえない子どもでも安心して勉強ができる環境を作るなど、早期にライフステージに応じたきめ細やかな支援のネットワークを作っていくという考え方で条例を作る必要があるのではないか。
- (12) それぞれの障害に応じてニーズは異なるため、それぞれの権利を尊重すべきではないか。
- (13) 知的障害や発達障害、難病など全ての障害のある方のための条例でなければならないのではないか。
- (14) それぞれの当事者の条例を作り、いつかは真の共生社会を目指すとの考え方で、いつかは条例を一つに絞っていけばいいが、今はまだその段階ではない。
- (15) 本条例はまだできたばかりの条例であり、助走の期間である。
- (16) 聞こえない子どもが安心して手話を獲得できるなどの予算措置が必要であり、意思疎通という考え方だけでは解決できないのではないか。